

指標 9.b.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 9.b.1 全付加価値における中位並びに先端テクノロジー産業の付加価値の割合

ターゲット 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。

ゴール 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

定義及び根拠

○ 定義

製造業の合計付加価値（以下、MVA）における中位並びに先端テクノロジー産業（以下、MHT）の付加価値額の割合で、MVA に対する MHT 産業の付加価値額の比率の値。

○ 概念

・ 製造業

日本標準産業分類（JSIC）に掲げる「大分類 E - 製造業」

・ 先端テクノロジー産業

国際標準産業分類（ISIC）第 4 版に掲げる「20 化学品及び化学製品製造業」、「21 基礎医薬品及び医薬調合品製造業」、「252 武器及び弾薬製造業」、「26 コンピュータ、電子製品、光学製品製造業」、「27 電気機器製造業」、「28 他に分類されない機械器具製造業」、「29 自動車、トレーラ及びセミトレーラ製造業」、「30*その他の輸送用機械器具製造業」、「325 医療及び歯科用機器・備品製造」に対応する、日本標準産業分類（JSIC）の産業

* 301（船舶製造業）は除く。

・ 付加価値額（粗付加価値額）

(1) 従業者 30 人以上

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額) - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(※) + 推計消費税額) - 原材料・燃料・電力使用額等 - 減価償却額

(2) 従業者 29 人以下

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(※) + 推計消費税額) - 原材料・燃料・電力使用額等

※2016 年より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

○ 根拠及び解釈

算出に用いた経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、工業統計調査は、我が国の産業構造または製造業の実態を明らかにすることを目的として、詳細な産業分類ごとに付加価値額等を公表している国の調査であるため。

データソース及び収集方法

経済センサス-活動調査

経済構造実態調査

工業統計調査

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

ISIC 第 4 版の 20、21、252、26、27、28、29、30、325 に対応する JSIC の産業分類の付加価値額を合計し、製造業全体の付加価値額に対する割合を算出

○ コメントと限界

(1) 2015 年及び 2020 年の値 (経済センサス-活動調査)、2021 年の

値（経済構造実態調査）は個人経営を含んでいない。また、2021年の値は推計を含む全事業所の結果であり、従業者4人以上の事業所で算出した他年と対象が異なっている。これらを踏まえ、単純な時系列比較は出来ない点に留意されたい。

（2）日本標準産業分類と国際標準産業分類の分類項目の概念や定義が必ずしも一致しないことなどから、対応関係が明確ではない項目もあるため、利用に当たっては留意されたい。

データの詳細集計

無し

参考

経済センサス-活動調査

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>

経済構造実態調査

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kkj/index.html>

工業統計調査

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>

データ提供府省

経済産業省

関連政策府省

内閣府

担当国際機関

国際連合工業開発機関（UNIDO）